

## 外来医療計画（案）

### 最上地域二次医療圏

#### （１）外来医師偏在指標について

- 外来医師偏在指標 74.2（外来医師少数区域、305位／335圏域）  
（令和元年12月11日厚生労働省より内示（資料2）（配付資料P2～））

#### （２）計画期間について

- 本計画の計画期間は、令和2年度（2020年）から令和5年度（2023年）（第7次山形県保健医療計画の目標年度）とします。

#### （３）新規開業者への提供情報について

- 新規開業希望者へは本計画を提供します。

#### （４）主な外来医療機能について（厚生労働省の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」の「検討すべき外来医療機能」）

##### ① 休日・夜間の救急医療

- 最上地域においては、休日・夜間の救急医療は、新庄市夜間休日診療所、県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院及び町立金山診療所で担っています。

	休 日	平日夜間
新庄市夜間休日診療所	日曜、祝日、12月31日～1月3日 受付 8時30分～11時30分 13時～16時30分	月～土 受付 18時30分～21時
県立新庄病院 最上町立最上病院 町立真室川病院 新庄徳洲会病院	診療時間外の救急受付	
町立金山診療所	土曜、日曜、祝日、年末年始	受付 8時30分～16時

- 最上地域の休日・夜間の救急患者数についてみると、新庄市夜間休日診療所（新庄市民に限らず、最上管内7町村等の住民も受診可能です。）は、平成26年度の4,475人から平成30年度の4,035人へ減少しています。また、県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院及び町立金山診療所は、平成26年度の15,239人から平成30年度の13,176人へ減少しています。

### 最上地域の休日・夜間の救急患者数

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H26-H30 増減率
新庄市夜間休日診療所	4,475 人	4,441 人	4,194 人	3,922 人	4,035 人	▲9.8%
県立新庄病院、最上町立最上病院、町立真室川病院、新庄徳洲会病院、町立金山診療所	15,239 人	14,822 人	14,144 人	13,388 人	13,176 人	▲13.5%
合計	19,714 人	19,263 人	18,338 人	17,310 人	17,211 人	▲12.7%

最上総合支庁保健企画課調査

### <参考>最上広域市町村圏事務組合消防本部の救急搬送件数・人数

救急搬送件数・人数ともに増加傾向にあります。

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H26-H30 増減率
救急搬送件数	2,771件	2,884件	2,940件	2,888件	3,030件	+9.3%
救急搬送人数	2,678人	2,796人	2,858人	2,797人	2,946人	+10.0%

最上広域市町村圏事務組合消防本部から令和元年12月20日聞き取り

- 地域住民により発足された「私たちとお医者さんを守る最上の会」が医療機関の時間外適正受診の普及啓発活動を実施しています。
- 県立新庄病院の令和5年度の移転改築に合わせ、新庄市夜間休日診療所機能を移転改築後の県立新庄病院に移転することにしています。

### ② 在宅医療

- 平成29年度の人口10万人当たりの訪問診療医療施設数について、診療所数は4地域で最も少ない状況です。
- 平成29年度の人口10万人当たりの往診医療施設数について、診療所数は4地域で最も少ない状況です。

人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療 施設数（平成 29 年度）

項目	人口 10 万人当たり 訪問診療施設数		人口 10 万人当たり 往診医療施設数（月平均施設数）	
	診療所	病院	診療所	病院
山形県	19.3 箇所	2.3 箇所	21.9 箇所	1.9 箇所
最上地域	12.9 箇所	※	10.3 箇所	※
村山地域	19.3 箇所	1.5 箇所	21.4 箇所	1.6 箇所
置賜地域	17.5 箇所	3.7 箇所	22.1 箇所	※
庄内地域	22.6 箇所	※	26.0 箇所	2.3 箇所

「8-2 外来医療偏在指標に係るデータ集（令和元年 11 月 7 日厚生労働省提供）」（資料 3）（配付資料 P5～）を基に最上総合支庁が加工

※印は、厚生労働省により秘匿データとされているため算定できない。

- 平成 29 年度の人口 10 万人当たり訪問診療患者延数について、診療所は 4 地域で最も少なく、病院は村山地域に次いで少ない状況です。
- 平成 29 年度の人口 10 万人当たりの往診患者延数について、診療所は 4 地域で最も少ない状況です。

人口 10 万人当たり訪問診療・往診診療 患者延数（平成 29 年度）

項目	人口 10 万人当たり 訪問診療患者延数		人口 10 万人当たり 往診患者延数	
	診療所	病院	診療所	病院
山形県	718.8 人	71.2 人	220.7 人	6.2 人
最上地域	287.9 人	75.0 人	29.4 人	※
村山地域	807.2 人	33.4 人	213.4 人	6.9 人
置賜地域	458.8 人	127.7 人	165.0 人	※
庄内地域	861.1 人	101.9 人	330.5 人	5.9 人

「8-2 外来医療偏在指標に係るデータ集（令和元年 11 月 7 日厚生労働省提供）」（資料 3）（配付資料 P5～）を基に最上総合支庁が加工

※印は、厚生労働省により秘匿データとされているため算定できない。

※訪問診療：在宅療養を行う患者であって、疾病・傷病のため通院が困難なものに対して定期的に訪問して診療を行うこと

往診診療：通院できない患者から、電話などで予定外に訪問要請が入り、医師がその都度、患者のいる場所に赴き診療を行うこと

③ 公衆衛生

- 令和元年度の最上地域における学校医 1 人当たりの学校数、学校医 1 人当たりの生徒数ともに 4 地域で最も多い状況です。

県立学校の学校医の配置状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

項目	学校医数	学校医 1 人当たり 学校数	学校医 1 人当たり 生徒数
山形県	169 人	0.4 箇所	129.1 人
<b>最上地域</b>	<b>11 人</b>	<b>0.6 箇所</b>	<b>146.4 人</b>
村山地域	84 人	0.4 箇所	120.4 人
置賜地域	35 人	0.4 箇所	126.4 人
庄内地域	39 人	0.4 箇所	145.4 人

※生徒数は平成 30 年度、内科、眼科、耳鼻科、精神科含む

県スポーツ保健課調査を基に最上総合支庁が加工

- 令和元年度の最上地域における産業医 1 人当たりの事業所数は 4 地域で最も多く、産業医 1 人当たりの従業員数は、4 地域で最も少ない状況です。

認定産業医数及び産業医嘱託契約状況（令和元年 11 月現在）

項目	認定産業医数	事業所（50 人以上）と契約している産業医数	産業医 1 人当たり事業所（50 人以上）数	産業医 1 人当たり従業員（50 人以上事業所）数
山形県	522 人	381 人	3.3 箇所	400.7 人
<b>最上地域</b>	<b>29 人</b>	<b>18 人</b>	<b>4.0 箇所</b>	<b>357.8 人</b>
村山地域	285 人	188 人	3.4 箇所	429.7 人
置賜地域	88 人	78 人	3.5 箇所	381.8 人
庄内地域	120 人	97 人	3.1 箇所	367.8 人

山形県医師会調査及び総務省「経済センサス-活動調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）」を基に最上総合支庁が加工

## <参考>事業所数（50人以上）及び従業者数

1事業所当たりの従業者数は、4地域で最も少ない状況です。

	事業所数	従業者数	1事業所当たり従業者数
山形県	1,276事業所	152,681人	119.7人
最上地域	72事業所	6,440人	89.4人
村山地域	633事業所	80,787人	127.6人
置賜地域	274事業所	29,777人	108.7人
庄内地域	297事業所	35,677人	120.1人

総務省「経済センサス-活動調査（平成28年6月1日現在）」を基に最上総合支庁が加工

## (5) 主な外来医療機能を強化するための方法について

### ① 休日・夜間の救急医療

- 最上地域保健医療対策協議会 メディカルコントロール専門部会で救急医療について情報共有及び協議を行います。
- 小児救急に関する住民向け研修会や医療従事者向けの研修会の開催により小児救急に関する理解を深めます。

### ② 在宅医療

- 入院時から在宅療養までの円滑な移行ができるよう、病院や診療所、居宅介護支援事業所等との連携体制を強化するため、最上地域保健医療協議会 在宅医療専門部会において定期的に協議を行います。
- 訪問診療、訪問歯科診療など在宅医療を提供する医療機関や在宅医療を支える人材の確保、育成を推進するため、セミナー等の開催を進めます。
- 住民等の在宅医療（終末期医療を含む）の普及啓発、理解促進のため、セミナー等の開催を進めます。

### ③ 公衆衛生

- 最上地区健康づくり推進連絡会議で地域・職域の保健事業等について情報共有を図り、健康課題の検討を行います。
- 各市町村が設置する健康づくり推進協議会で公衆衛生を含む、健康・福祉対策について情報共有及び協議を行います。
- 最上地域保健医療対策協議会 災害医療対策専門部会で災害時の公衆衛生について情報共有及び協議を行います。

#### ④ 医師確保

- 最上地域では、外来医師偏在指標が 74.2 と全国下位（305 位／335 圏域）にあり、人口 10 万人当たりの医師数が村山地域の半分以下になっているなど 4 地域で最も少ない状況で、医師が少ない状況にあります。（資料 5 ① 人口 10 万人当たり医師数（各年 12 月 31 日現在）（配付資料 P16～））
  
- 最上地域の医師数は、平成 20 年の 119 人から、平成 28 年の 105 人に減少（▲11.8%）しています。また、最上地域の一般診療所数は、平成 20 年の 59 箇所から、平成 28 年の 52 箇所に減少（▲11.9%）しています。（資料 5 ②医師数の推移（各年 12 月 31 日現在）、③一般診療所数の推移（各年 10 月 1 日現在）（配付資料 P16～））
  
- 外来医療機能を強化するためには、最上地域の医師数及び診療所数を増加する必要があります。そのため、以下の取り組みを行っており、今後も継続して実施してまいります。
  - ① 小学生・中学生を対象とした動機付け学習会  
小学校・中学校での、現役の医師や看護師等による出前授業を行っています。
  - ② 高校生を対象とした座談会・医療現場見学会  
医師や看護師、薬剤師等による高校生との意見交換会や病院の見学を行います。
  - ③ ①②の参加者のうち希望者に対し、フォローアップとして継続的な情報提供を行っています。（「目指せ医療のしごと通信」（地元で働く医師や看護師、薬剤師等へのインタビュー、大学等の授業料等の情報や就学資金制度などを掲載）を年 2 回（6 月、12 月）送付）
  - ④ 医学生向けの情報発信  
「もがみの医療」（最上管内の病院や診療所等の配置図や概要、各院長や研修医からのメッセージ、医療実習等の情報を掲載）を年 1 回（3 月）、全国すべての大学医学部に送付しています。
  - ⑤ 医学生から最上地域の病院等の見学・体験をしてもらい、地域医療への理解を深めてもらうとともに、最上地域の医療の実態や魅力を紹介する地域医療実習を行っております。また、「もがみの医療」（④の再掲）を送付しています。

- 外来医師偏在指標が全国下位であることや、一般診療所医師1人あたりの人口が多いことから、最上地域保健医療対策協議会と連携し、診療所の運営に関して他地域と比べ優位性があることを訴え、最上地域での開業を促していきます。

一般診療所医師1人あたりの人口

	人口(10万人) (a)	一般診療所医師数(人) (b)	一般診療所医師1人あたりの人口(千人) (a/b*100)
山形県	11.1	840	1.32
最上地域	0.8	37	2.16
村山地域	5.4	452	1.19
置賜地域	2.1	136	1.54
庄内地域	2.8	215	1.30

「8-2 外来医療偏在指標に係るデータ集(令和元年11月7日厚生労働省提供)」(資料3)(配付資料P5~)を基に最上総合支庁が加工

- 唯一の二次医療機関である県立新庄病院が、積極的に病診連携を行っていることを訴え、最上地域での開業を促していきます。

(6) 医療機器の効率的な活用に向けた取組みについて(厚生労働省の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」に基づく事項)

①医療機器の配置状況等に関する情報は別添2(医療機器保有施設の所在地マップ(各二次医療圏共通、厚生労働省より))(P9)のとおりです。

②共同利用の方針は次のとおりとします。

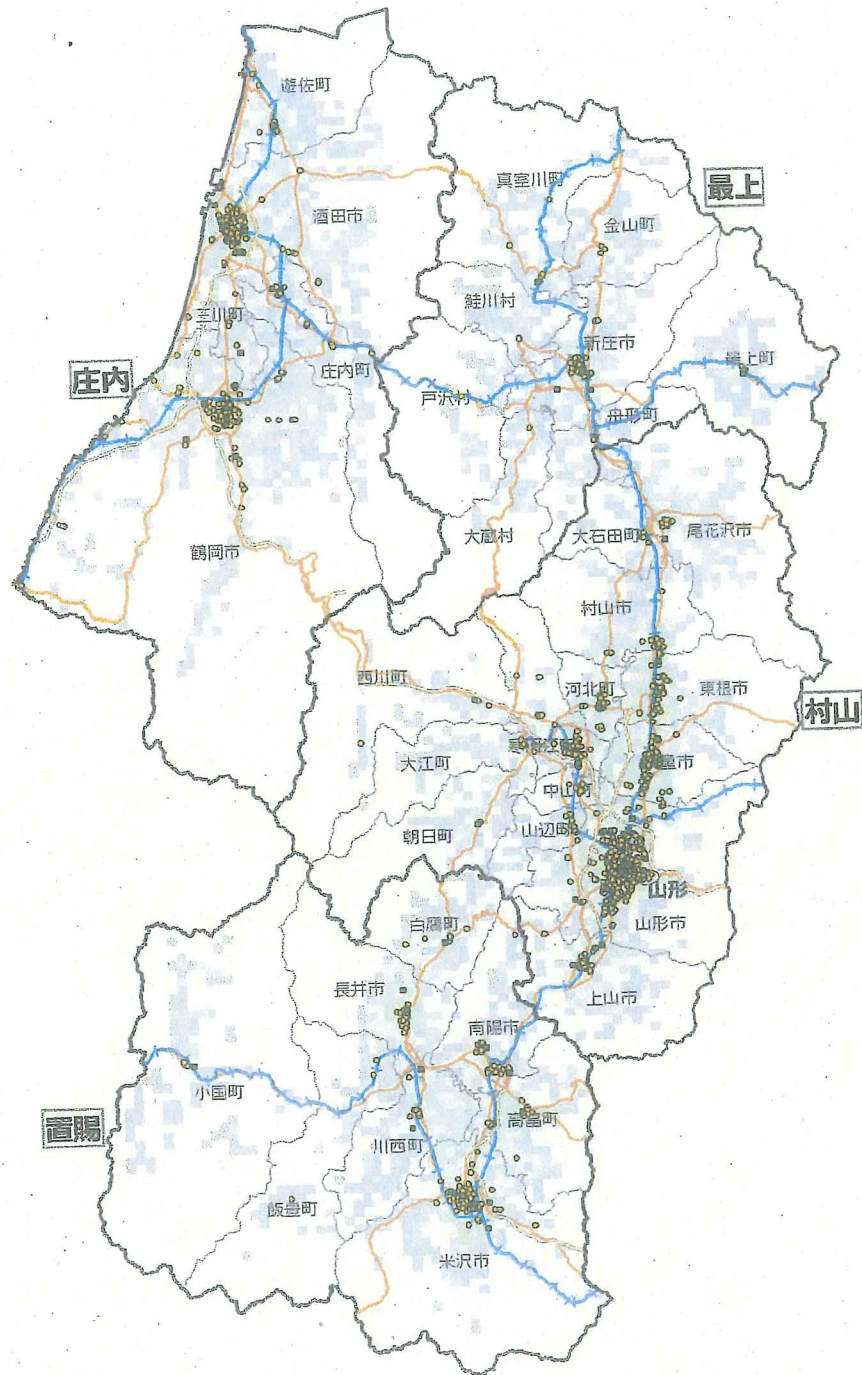
最上地域二次医療圏内の医療機関がCT、MRI、PET、放射線治療機器(リニアック及びガンマナイフ)及びマンモグラフィを新規購入又は更新する場合には、当該医療機関に対し共同利用計画書(様式1)(P10)の提出を求めるものとします。

(7) 外来医療計画に関する協議の場について

最上地域二次医療圏の外来医療計画については、最上地域保健医療協議会において協議し、その協議概要については県ホームページにおいて公表することとします。

# 医療施設（病院／一般診療所）の所在地マップ（地方厚生局届出情報）

（厚生労働省提供資料）

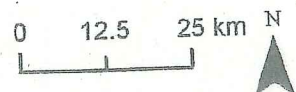
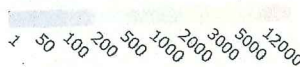


(c) Esri Japan

## 山形県

- 県庁所在地
- 医療施設（病院）
- 医療施設（一般診療所）
- 新幹線
- JR
- 高速道路
- 国道

平成27年国勢調査  
人口マッシュ（人）

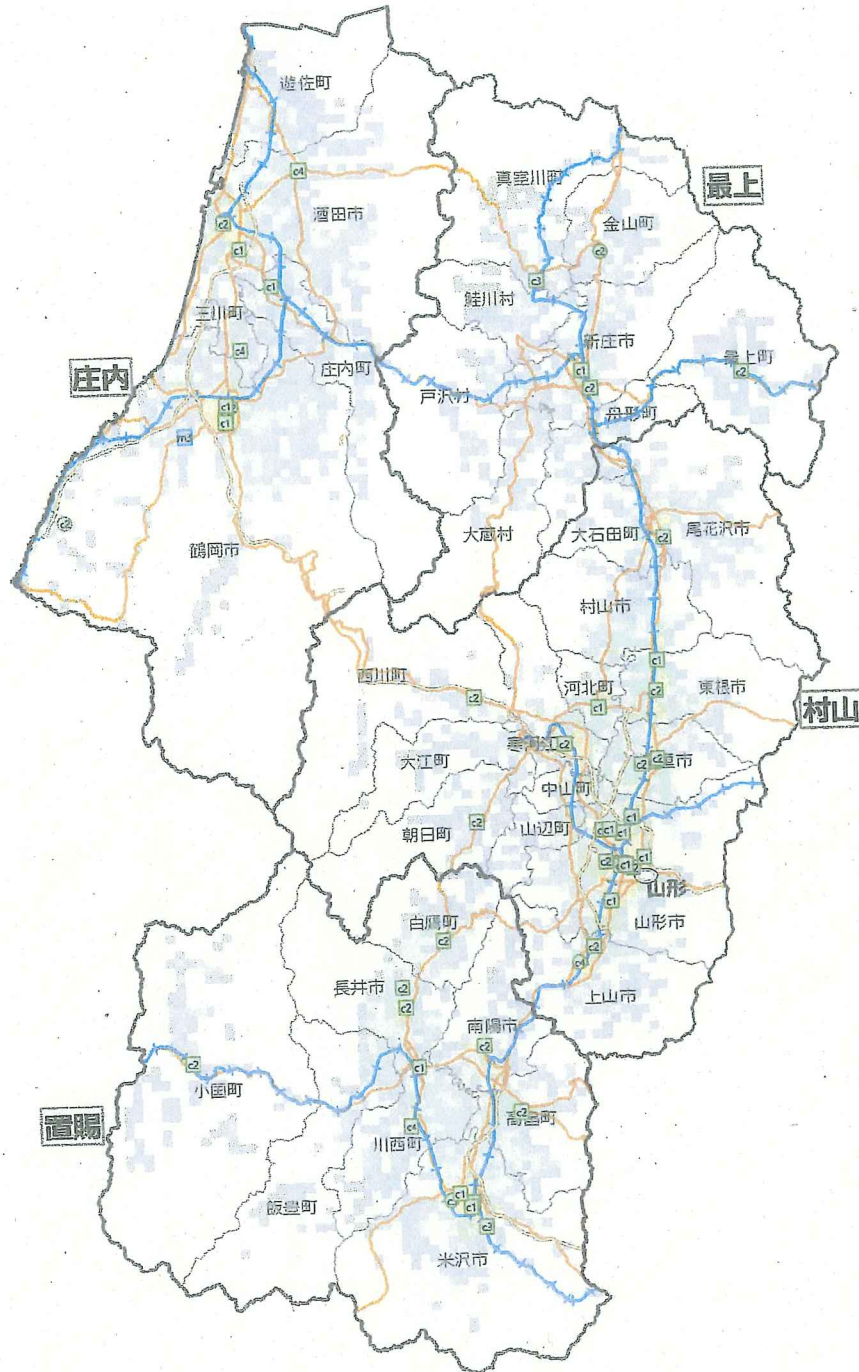


注：地理情報は平成30年4月時点  
この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（承認番号 平30情使 第524-1号）



# 医療機器保有施設の所在地マップ<sup>○</sup> (平成29年度病床機能報告データ)

(厚生労働省提供資料)

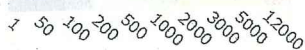


(c) Esri Japan

## 山形県

- 県庁所在地
- 新幹線
- JR
- 高速道路
- 国道

平成27年国勢調査  
人口メッシュ (人)



- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 病院一般診療所 | CT                  |
| ①       | マルチスライスCT64列以上      |
| ②       | マルチスライスCT16列以上64列未満 |
| ③       | マルチスライスCT16列未満      |
| ④       | その他のCT              |
| 病院一般診療所 | 放射線治療機器             |
| gk      | ガンマナイフ              |
| ck      | サイバーナイフ             |
| lm      | 強度変調放射線治療器          |
| ss      | 遠隔操作式密封小線源治療装置      |
| 病院一般診療所 | 血管連続撮影装置            |
| v       |                     |

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 病院一般診療所 | MRI                   |
| m1      | MRI3テスラ以上             |
| m2      | MRI1.5テスラ以上3テスラ未満     |
| m3      | MRI1.5テスラ未満           |
| 病院一般診療所 | 核医学検査                 |
| s       | SPECT                 |
| p       | PET                   |
| pc      | PETCT                 |
| pm      | PETMRI                |
| 病院一般診療所 | 内視鏡手術用支援機器<br>(ダウインチ) |
| e       |                       |

注：地理情報は平成30年4月時点  
この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用した。（承認番号 平30情使 第524-1号）

様式1

共同利用計画書

申請医療機関 住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

共同利用を行う

- ・共同利用の対象とする医療機器

\_\_\_\_\_

- ・共同利用の対象先である医療機関

\_\_\_\_\_

- ・保守・整備等の実施に関する方針

\_\_\_\_\_

- ・画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

\_\_\_\_\_

共同利用を行わない

- ・理由

( \_\_\_\_\_ )

以上